



市章

大津市公報

平成30年1月16日
号外(第2号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 教育委員会規則
- 3 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 1
- 教育委員会教育長告示
- 1 公印の新調について…………… 1

教育委員会規則

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年1月16日

大津市教育委員会
委員長 桶谷 守

大津市教育委員会規則第3号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

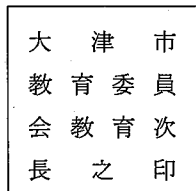
大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表滋賀県大津市教育委員会教育長之印の項ひな型番号の欄中「2」を「1」に改め、同表滋賀県大津市教育委員会教育長職務代理者之印の項ひな型番号の欄中「3」を「2」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市教育委員会 教育次長之印	3の2	3	てん書	方21	教育次長名をも って発する文書 用	教育総務課長
--------------------	-----	---	-----	-----	-------------------------	--------

別表第2職印の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3)



附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第1号


公印を新調したので、大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)第5条において準用する大津市公印規則(昭和48年規則第51号)第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年1月16日

大津市教育委員会
教育長 桶谷 守

職印

公印の名称	用途	管守者	使用開始期日	印影
-------	----	-----	--------	----

大津市教育委員会教育 次長之印	教育次長名をもって 発する文書用	教育総務課長	平成30年1月 16日	
--------------------	---------------------	--------	----------------	---